

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年10月1日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アールン通
り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 大田 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUGC GSケイマン・ファンド -
GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
(MUGC GS Cayman Fund -
GS Australia Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券：
30億米ドル(約3,269億円)を上限とする。
豪ドルクラス受益証券：
30億豪ドル(約2,369億円)を上限とする。
円クラス(為替ヘッジあり)受益証券：
3,000億円を上限とする。
米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券：
30億米ドル(約3,269億円)を上限とする。

（注１）各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨（以下「クラス通貨」という。）とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス（為替ヘッジあり）受益証券については日本円（以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。）とする。

（注２）特段の記載がない限り、各外国通貨の円貨換算は、2019年1月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝108.96円および1豪ドル＝78.96円による。以下同じ。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月29日に提出した有価証券届出書（2019年5月15日付有価証券届出書の訂正届出書および2019年6月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の「その他の関係法人の概況」に関して、日本における販売会社が新たに加わりましたので、関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所および訂正事項】

（注）下線部_____は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（12）その他

<訂正前>

（前略）

（ロ）引受等の概要

管理会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）（以下「総販売会社」または文脈により「販売会社」という。）との間で受益証券総販売契約を2010年2月10日付で締結し、総販売会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を締結している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ロ）引受等の概要

管理会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）（以下「総販売会社」または文脈により「販売会社」という。）との間で修正・再録受益証券販売契約（以下「受益証券総販売契約」ということがある。）を締結し、総販売会社は、一部の日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を締結している。また、管理会社は、一部の日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を締結している。

（後略）

第二部 ファンド情報

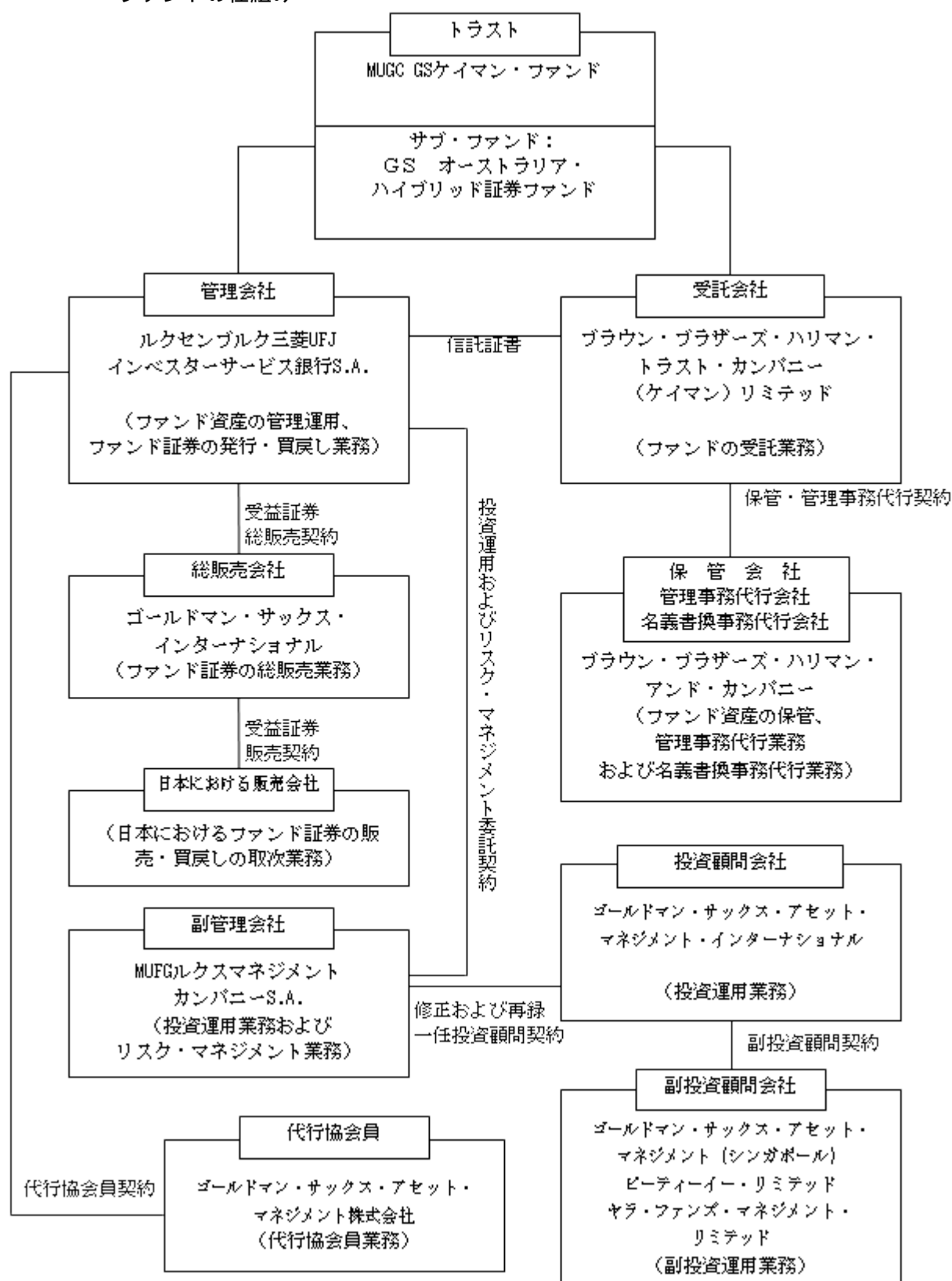
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(中略)

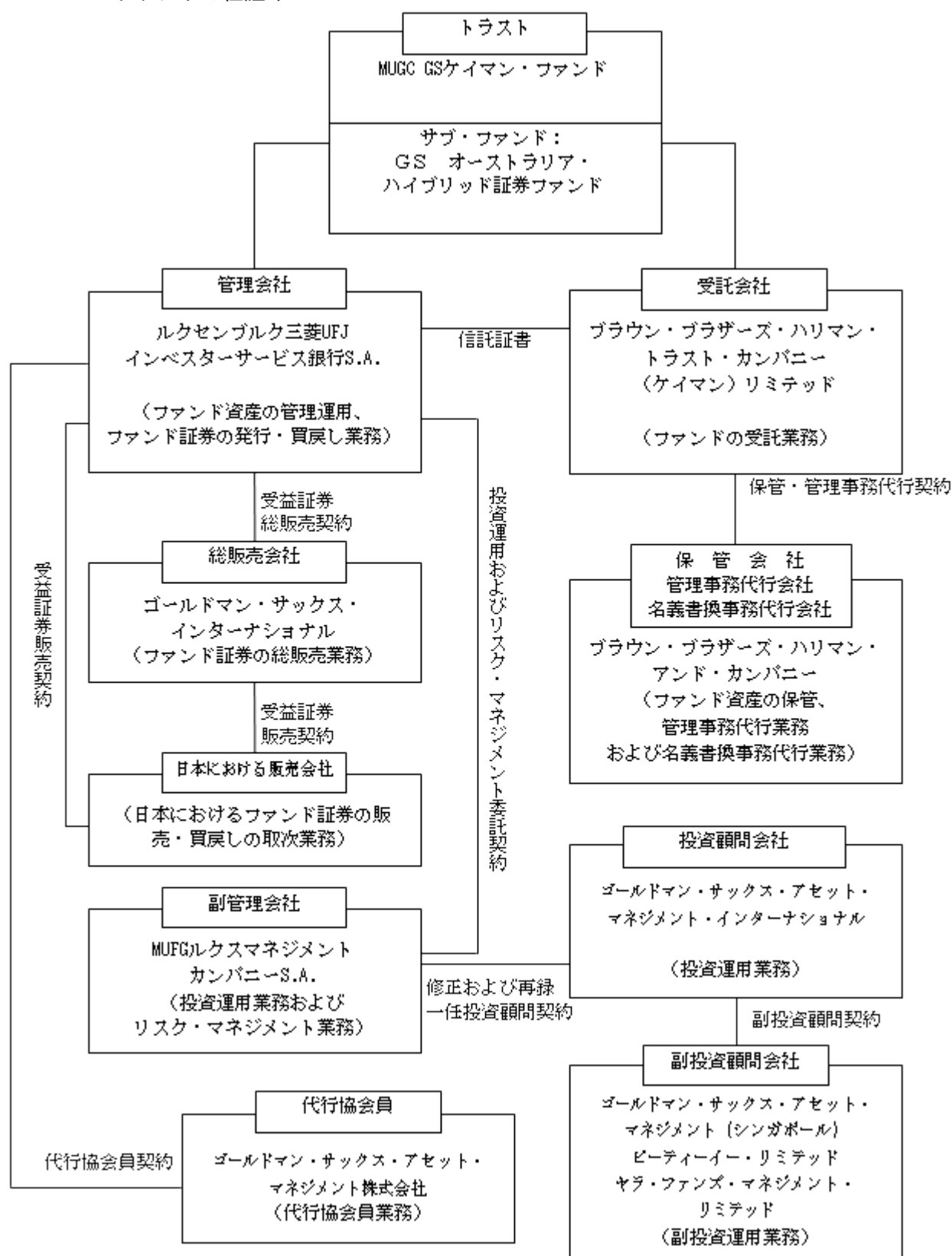
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ゴールドマン・サックス・ インターナショナル (Goldman Sachs International)	総販売会社	2010年２月10日付で管理会社との間で <u>受益証券総販売契約</u> （随時改訂される）（注６）を締結。 <u>受益証券総販売契約</u> は、総販売会社としての業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ゴールドマン・サックス・ インターナショナル (Goldman Sachs International)	総販売会社	管理会社との間で <u>修正・再録受益証券販売契 約</u> （随時改訂される）（注６）を締結。 <u>修正・再 録受益証券販売契約</u> は、総販売会社としての 業務について規定している。

(後略)

第三部 特別情報

第 2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

(前略)

(11) 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2019年３月末日現在、875億5,000万円

(ロ) 事業の内容

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併營業務を営んでいる。

< 訂正後 >

(前略)

(11) 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2019年３月末日現在、875億5,000万円

(ロ) 事業の内容

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併營業務を営んでいる。

(12) 大和証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2019年８月末日現在、1,000億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

２ 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

- (11) 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「日本における販売会社」）
ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

<訂正後>

（前略）

- (11) 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「日本における販売会社」）
ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

- (12) 大和証券株式会社（「日本における販売会社」）
ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

別紙

定義集

<訂正前>

（前略）

「販売会社」とは、受益証券の販売について総販売会社から委託を受けた者をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

「販売会社」とは、受益証券の販売について総販売会社または管理会社から委託を受けた者をいう。

（後略）